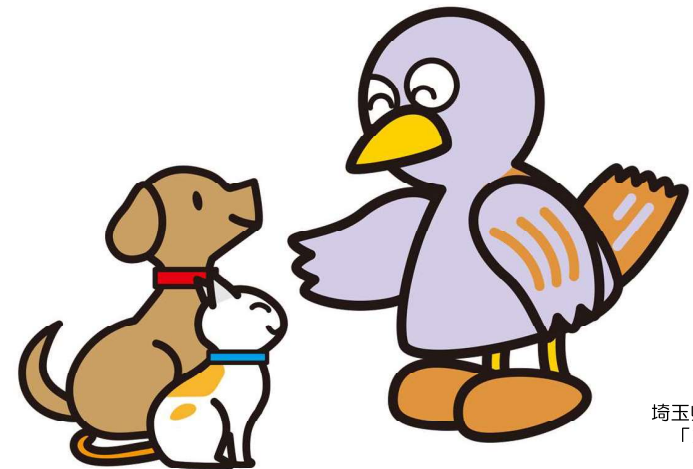


埼玉県動物指導センターのご案内

埼玉県動物指導センターは、人と動物が共存できる豊かな社会をめざして、動物愛護や動物の正しい飼い方の普及・啓発など、さまざまな業務を行っています。



埼玉県マスコット「コバトン」

動物を飼う3原則

- いじめないで（虐待防止）
- 長いおつきあいで（終生飼養）
- 増やさないで（繁殖抑制）

埼玉県動物指導センター

〒360-0105 熊谷市板井123 TEL 048(536)2465 E-mail: k362465@pref.saitama.lg.jp

埼玉県動物指導センター 南支所

〒338-0813 さいたま市桜区在家473 TEL 048(855)0484 E-mail: k36246a@pref.saitama.lg.jp

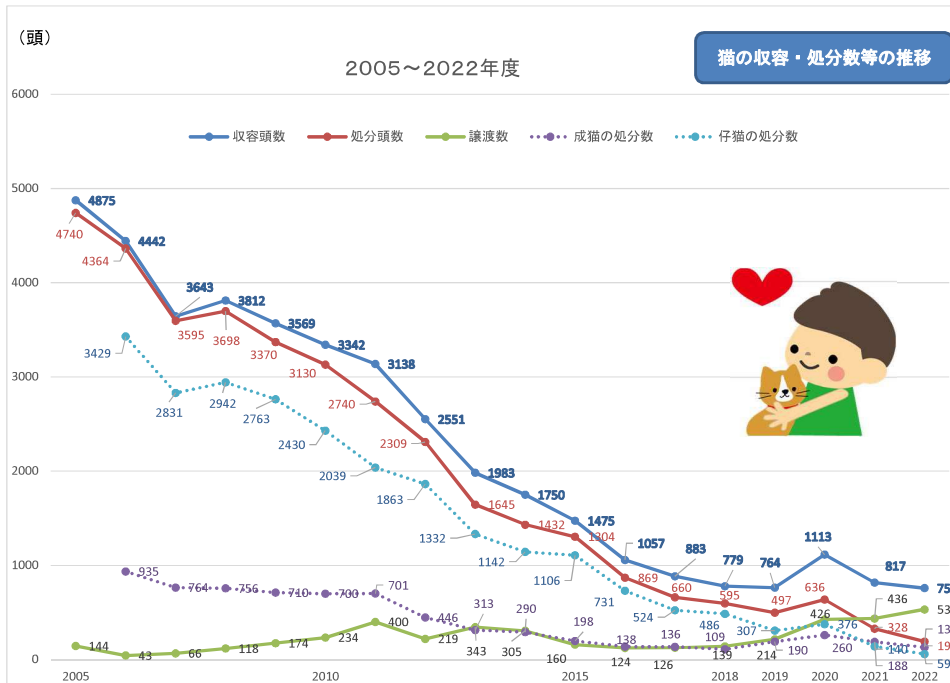
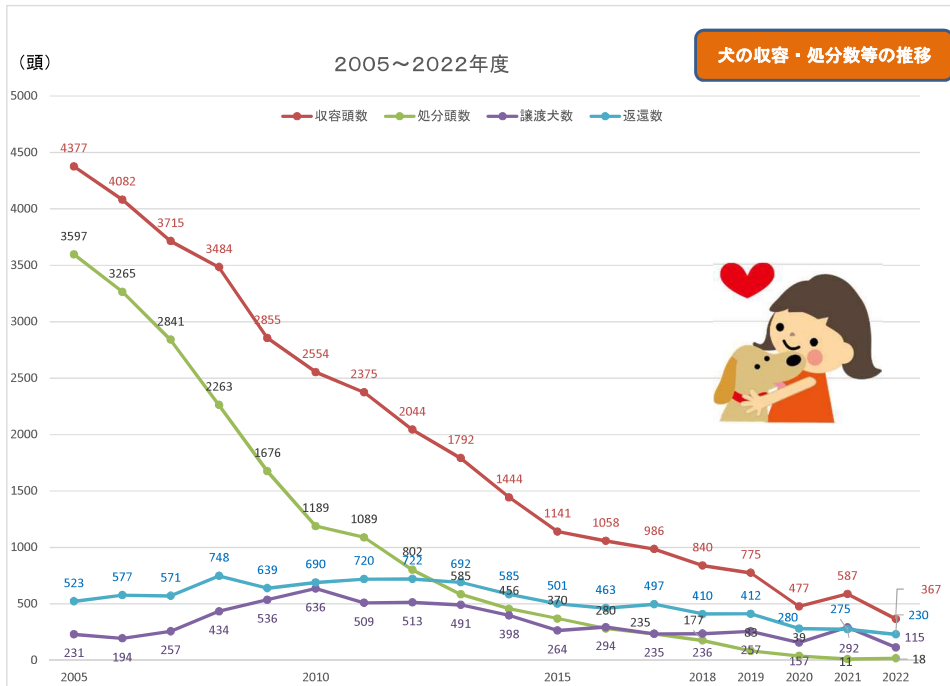
ホームページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0716/index.html>



動物指導センター
ホームページ

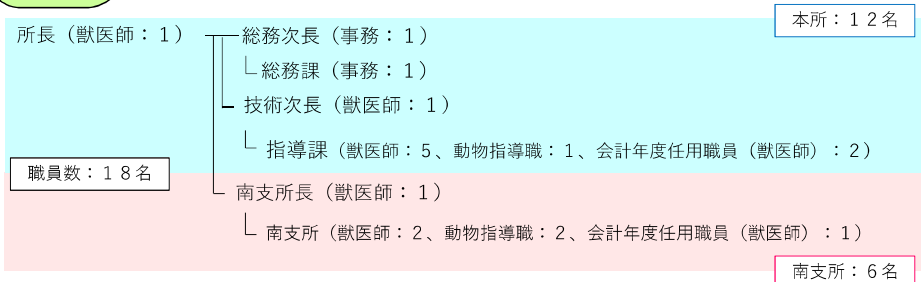
さいたま市（政令市）、川越市・越谷市・川口市（中核市）は、独自に動物指導行政を行っています。



開設～現在まで

1973年(昭和48年)10月	「埼玉県飼犬指導センター」新設(本所・浦和支所・川越支所・春日部支所で構成)飼犬の指導、保健所収容犬の処分・捕獲応援、犬の狂犬病病性鑑定などの業務を開始
1978年(昭和53年)6月	動物の保護及び管理に関する法律第7条に基づく猫の引取り業務を開始
1981年(昭和56年)4月	「埼玉県動物指導センター」と改称
1985年(昭和60年)3月	「動物管理棟」を移設新築(本所)
8月	「人と動物のふれあい教室」(現在の「どうぶつふれあい教室」)を開始
1986年(昭和61年)2月	「人と動物のふれあい広場」を設置、「動物指導館」を既設棟を改築して設置(本所)
1988年(昭和63年)1月	負傷猫の引取り業務を開始
1992年(平成4年)4月	浦和支所移設、一般県民を対象とした子犬の譲渡を開始(本所、浦和支所)
1993年(平成5年)9月	動物愛護週間の「動物愛護週間」の行事を所掌し、「彩の国動物愛護フェスティバル」を開始
1998年(平成10年)10月	一般県民を対象とした成犬譲渡を開始
1999年(平成11年)4月	負傷動物(野生動物を除く)の収容・応急措置等を開始
2001年(平成13年)4月	「愛犬のしつけ方教室」を開始
5月	「命を慈しむ教室」(現在の「どうぶつ愛護教室」)を開始。
2002年(平成14年)4月	さいたま市が政令指定都市に移行し、動物指導センターの管轄区域外となる
2003年(平成15年)4月	動物愛護ボランティア連携事業開始
4月	浦和支所を「南支所」に改称。アニマルセラピーボランティア事業開始
2006年(平成18年)3月	川越市が中核市に移行し、動物指導センターの管轄区域外となる
2008年(平成20年)3月	川越支所と春日部支所を廃止
2011年(平成23年)3月	埼玉県動物愛護推進計画(平成20年度～平成29年度)策定
2015年(平成27年)3月	「ふれあい譲渡館」を新築(本所)
2015年(平成27年)3月	埼玉県動物愛護推進計画(平成26年度～平成35年度)第一次改定
2015年(平成27年)4月	越谷市が中核市に移行し、動物指導センターの管轄区域外となる
2018年(平成30年)4月	川口市が中核市に移行し、動物指導センターの管轄区域外となる
2019年(平成31年)2月	ミルクボランティア事業開始
2021年(令和3年)3月	埼玉県動物愛護管理推進計画 第二次改定

組織



動物指導センター(本所)施設概要



事務所・検査棟



動物指導館



ふれあい譲渡館



ふれあい広場



動物管理棟



ふれあい動物飼育舎

南支所施設概要



ふれあい広場

担当区域



- *担当業務
- 動物指導センター
 - 猫等に関すること
 - 収容動物の処分、譲渡に関すること など
 - 保健所
 - 犬に関すること(処分、譲渡除く)
 - 特定動物に関すること、動物取扱業に関すること など

動物の正しい飼い方普及啓発業務

- (1) 犬・猫などに関する相談指導(電話・窓口での相談受付、訪問指導)
- (2) 犬・猫の譲渡講習会(県民及び登録譲渡団体への収容動物の譲渡)
- (3) 狂犬病病性鑑定、人獣共通感染症等の検査
- (4) 猫の引取り
- (5) 負傷した猫などの収容

動物愛護普及啓発業務

- (1) どうぶつふれあい教室(対象：幼稚園児などの低年齢児童)
- (2) どうぶつ愛護教室(対象：小学校低学年から中高生、成人まで)
- (3) 動物愛護週間記念事業・県民の日施設公開事業

アニマルセラピーボランティア・動物愛護ボランティア連携事業

- (1) 動物介在活動「AAA活動/Animal assisted activity」(対象：社会福祉施設や老人保健施設など)
- (2) ボランティア養成教室・研修会、ボランティア活動犬養成教室

